

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、介護保険関係事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松浦市長

公表日

令和5年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び松浦市介護保険条例に基づき、主に以下の事務を行う。</p> <p>① 被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入や65歳到達等による資格の取得及び、死亡や転出等による資格の喪失等を管理し、被保険者に対して被保険者証等を交付する。併せて、本市に住所を有するもので、介護保険法の規定により転入前の市町村の介護保険被保険者となる他市町村住所地特例者の情報管理を行う。</p> <p>② 保険料の賦課及び徴収 本市の第1号被保険者の所得等に応じて介護保険料を賦課・徴収する。</p> <p>③ 要介護・要支援認定 本市の被保険者等の申請に基づき認定調査を行い、要介護及び要支援の状態区分を認定する。</p> <p>④ 保険給付等 介護保険サービス等に係る受給者に対し、保険給付等を行う。</p> <p>⑤ 保険者事務共同処理事務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。(本事務は、国民健康保険団体連合会に委託を行っており、同会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には、訂正連絡票)」を伝送通信ソフトを使用して専用回線にて提供している。)</p>
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 介護保険受給者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日/内閣府/総務省/令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二及び平成26年内閣府・総務省令第7号(2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47条) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項うち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」及び「療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(93、94、110の項) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」、「医療保険者」及び「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」及び「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、83、87、88、90、93、94、95、106、109、110、117の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松浦市長寿介護課 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	部署	健康ほけん課	長寿介護課	事後	課の新設
平成27年4月1日	所属長	健康ほけん課長 瀬戸 守	長寿介護課長 辻 嘉文	事後	課の新設
平成27年4月1日	連絡先	松浦市健康ほけん課	松浦市長寿介護課	事後	課の新設
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿介護課長 辻 嘉文	長寿介護課長 大久保 美樹子	事後	
平成28年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法及び松浦市介護保険条例に基づき、主に以下の事務を行う。 ① 被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入や65歳到達等による資格の取得および、死亡や転出等による資格の喪失等を管理し、被保険者に対して被保険者証等を交付する。併せて、本市に住所を有するもので、介護保険法の規定により転入前の市町村の介護保険被保険者となる他市町村住所特例者の情報管理を行う。 ② 保険料の賦課及び徴収 本市の第1号被保険者の所得等に応じて介護保険料を賦課・徴収する。 ③ 要介護・要支援認定 本市の被保険者等の申請に基づき認定調査を行い、要介護及び要支援の状態区分を認定する。 ④ 保険給付等 介護保険サービス等に係る受給者に対し、保険給付等を行う。 ⑤ 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。(本事務は、国民健康保険団体連合会に委託を行っており、同会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には、訂正連絡票)」を伝送通信ソフトを使用して専用回線にて提供している。	事後	
平成28年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア 伝送通信ソフト	事後	
平成28年12月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 介護保険受給者情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	
平成28年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条第1項各号、第2項、介護保険法第18条等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(平成26年9月10日/内閣府/総務省/令第5号)第50条	事後	
令和1年6月30日	ITリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供システムネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表第二及び平成26年内閣府・総務省令第7号(2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47条) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項うち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給及び「療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(93、94、110の項) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」、「医療保険者」及び「介護保険法第二十條に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」及び「介護保険法第二十條に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、83、87、88、90、93、94、95、106、109、110、117の項)	・番号法第19条第8号、別表第二及び平成26年内閣府・総務省令第7号(2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47条) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項うち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給及び「療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(93、94、110の項) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」、「医療保険者」及び「介護保険法第二十條に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」及び「介護保険法第二十條に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、83、87、88、90、93、94、95、106、109、110、117の項)	事後	
令和4年3月11日	I しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点 令和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	事後	
令和5年9月1日	I しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	令和5年8月1日時点 令和5年8月1日時点	事後	